

平成 27 年 度

定期監査等結果報告書

(建設 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

建設課

2. 監査の範囲

平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）
財務、工事、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成27年4月27日～平成27年5月29日まで

4. 監査の方法

建設課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

建設課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 時間外勤務について

時間外勤務は、職員個人の事務処理能力も大きく影響することから、一概にその時間数をもって事務量とすることはできないものの、ある程度は事務量を数値化したものとして比較する目安になると考えられる。

建設課の時間外勤務状況は職員間で大きな偏りがあり、専門的な知識や技術を持っている特定の職員やベテランの職員に業務が集中している状況がうかがえる。

所属長は、こうした状況を把握し、所属職員一人ひとりの資質・能力の向上に努めると共に、課内での平準化を図る等、職員の健康管理上の対策をとる必要がある。特に、恒常的に時間外勤務が過重となっている係については、その実態把握に努め、業務内容や業務量を検証すると共に、事務分掌や定員の見直しについて、人事担当課と協議・検討されたい。

2. 予算執行について

予算の変更については、本来、補正予算による議会の承認が基本であり、予算の流用は特例的措置である。

平成26年度の予算の執行にあたり、多額の流用で処理した事業があり、財務規律上好ましい流用とは言えない。今後は、法令、規則に則った適切な予算管理を望むものである。

3. 契約事務について

建設課の業務執行にあたり、各種工事・委託の契約事務が行われているが、一部不適切と思われるものがあり、以下改善されたい。

- ・工事請負契約約款について

工事請負契約約款の中で支払遅延に対する遅延利息が平成26年4月10日から年2.9%に改正されていないものがあり、改正を要する。

- ・随意契約について、随意契約とする理由の記載がないもの、随意契約理由の根拠とする条文の検討を必要とするもの等が散見された。

以下の随意契約について随意契約理由を検討し、今後の契約においてガイドラインに基づいた適正な事務処理を検討されたい。

①豊前市内各団地遊具点検業務

随意契約とする理由の記載がない。

②上町団地浄化槽維持管理委託

③上町南団地エレベーター保守点検業務委託

②③では、6号理由については現に契約履行中の施行業者に履行させたほうが経費の節減ができ有利になると認められるなど、競争入札に付すことが不利と認められる場合となっており、現場に精通しているなどの随意契約理由であれば2号理由を適用すべきと考える。

④四郎丸団地浄化槽放流水汚濁負荷量調査

⑤四郎丸9号線道路補修工事

⑥大河内36号線外補償調査業務委託

④⑤⑥では、予定価格の設定が少額（委託50万円以下、工事130万円以下）であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するため、その他各号に該当している場合でも1号を適用すべきとされている。（参考：地方財務実務提要2 P5881・18）

⑤⑥では、5号理由については業務の客観的性質からの緊急性であって、災害の場合もしくは電気、機械設備の故障等の復旧工事などが契約対象となっているため5号理由は該当しない。

⑦能徳ポンプ場ポンプ設備点検業務委託

2号とする根拠の記載が見当たらない。

- ・上町団地浄化槽維持管理委託契約書において 第3条には消費税額のみ記載されており、地方消費税についての記載がない。契約金額の記載方法を検討されたい。
- ・豊前市営住宅受水槽点検・清掃業務委託契約において、仕様書が作成されているが、貯水槽清掃作業報告書について点検状況が記入されていないものが見受けられる。また、着手前の提出書類を規定しており、作業日程については綴られているが、その他書類については添付がなく、仕様書中着手前の提出書類がない。仕様書に基づく提出書類の点検が必要と思われる。
- ・団地遊具点検業務委託契約書において契約保証金の記載がない。財務規則に基づく契約保証金の事務手続を履行されたい。
- ・複写機の賃貸借契約において長期継続契約がされているが、契約書中、予算の議決を条件として契約が成立する旨の特記事項の記載がない。長期継続契約においては「豊前市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に基づき契約を締結されたい。

4. 公営住宅について

市営住宅の整備、管理が適切に行なわれているかを中心に監査を実施した結果、改善及び検討すべき事項が見受けられたので次のとおり指摘するものである。

①住宅の整備、管理について

本市市営住宅用地内において無断で駐車している車が見受けられる。これは、駐車場契約を行い駐車場利用料を支払っている入居住民に対して公平性を欠くことになり適切な管理とは言えない。また、駐車場内において事故等があった場合の市の対応についても現在周知が行われていない。今後、適切な指導を検討されたい。

②家賃滞納者への今後の取り組みについて

公営住宅家賃の滞納額が年々増加している。滞納者の対応に当たり担当職員は「豊前市営住宅管理条例」等関係法令を十分認識し、適正に取り組まれない。また、滞納が長期に及ぶ者に対しては、時効中断という法的効果の観点から次のように対処されたい。

- (1) 分割納付誓約を交わし確実に徴収を行うこと。
- (2) 履行遅滞により滞納額が減少しない悪質な滞納者に対しては、支払督促の申し立て、少額訴訟等訴訟の提起、民事調停の申し立て、即決和解の申し立て、公正証書による債務弁済契約の締結等、法的措置を講じること。

なお、法的措置の対象には連帯保証人も含まれ、滞納額が多額になってから通知することは信義誠実の原則に反することから、滞納額が多額になる前に入居者の滞納家賃の状況を通知し早期の問題解決の機会を与えることも必要であると思われる。

③債権放棄を認める条例制定について

家賃の消滅時効期間は、民法第169条の規定により5年であるが、債権消滅のためには民法第145条に規定する債務者による時効の援用が必要となる。滞納家賃に係る時効期間が満了しても、入居者及び連帯保証人が共に死亡、所在不明等のため、時効の援用の意思表示が困難な場合には時効が完成せず、不納欠損処分が行えないことから、徴収困難な滞納家賃が累積することになる。

この状況を解決するためには、債務者（家賃滞納者等）による時効の援用なしに債権を消滅させる必要があるが、本市において、現状では、地方自治法第96条第1項第10号に規定する議会による債権放棄の議決、又は地方自治法施行令第171条の7の規定による債務免除があるものの、効率的な対処方法とは言えない。

したがって、債権管理条例を制定し、一律に債権放棄ができる規定を設ける方法が客観的かつ合理的であると考え検討を希望する。

④公営住宅の入居率の向上について

平成26年度末の公営住宅入居率は74.2%となっており、前年の平成25年度末81.8%に比べ7.6%低下している。入居率の低下には様々な要因が考えられるが、市の財産を有効的に活用するという経済性の観点からも、特に人気のある住宅に関しては空部屋となる期間を極力短くする等、より一層入居率の向上に努められたい。